

常任委員会審査

(総務常任委員会)

本委員会には、「香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」他、十議案の審査が付託された。

Q 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、国会議員の選挙等の法律改正によるものとのことだが、額は全国一律なのか。

A 投票所事務従事者と期日前投票事務従事者については、国会議員の選挙等における執行経費の基準に関する法律にはない。それ以外は、額の基準があり、基準額については、公務員給与の改定・物価の変動の実情を考慮し、国が定めた額であり、精密に調査した額である。

Q 香美市手数料条例の一部改正について、提案理由に手数料を明確にするためとあるが、その内容は。

A 本年五月現在で外国人の方が二百四十四名となり、最近になって金融機関等が外国人登録原票記載事項証明書を求めてくるが多くなった。その手数料の申請に来る外国人の方が増えてきたため外国人の方に関する手数料を明確にすべきと考えての改正である。

Q 香美市行政財産使用条例の一部改正について、短期間使用の場合、一週間以内とか一カ月以内という期間の設定はないのか。

A 期間は、特に細かく設定していない。災害等の事態は、程度によって違ってくるので必要に応じて認めるべきと考えている。

Q 固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、過疎地域において設備の新設等が行われた場合とのことだが、その内容は。

A 過疎地域において、建物・償却資産等を新増設した場合に、一定要件に当てはまれば課税免除する。一定要件とは、建物・償却資産等の取得金額が二千七百万円を超えるものが対象となる。

(教育厚生常任委員会)

本委員会には、「香美市立保育所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」他、四議案の審査が付託された。

Q 十八年度老人保健特別会計について、医療諸費が大きく減額されているが、その理由は。

A 当初、多めに予算化していたことからの減額である。老人医療の人数が減っており、全体の人数が減ったことから医療費も少なくなっている。



本庁の期日前投票所

Q 医療を受けた人が少なくなっていることは、負担増による影響で医者離れがあるのではないか。

A 国保会計については減少していないので、医者離れとは言えないと思う。診療報酬が下がったが、その影響もないと考えている。

Q 国保税の滞納による資格者証および短期被保険者証の数は。

A 十八年度当初については、資格者証五百七十八件、短期者証五百三十六件であり、十九年度は資格者証四百九十四件、短期者証六百六十五件である。

Q 財政安定化支援事業繰入金について、住民負担が増える中、繰入金は全額を国保会計に入れ、住民負担を減らす考えはないか。



白寿荘（香北町）

A 基本的には算入額を繰り入れてもらいたいと考えている。旧物部・香北は基準額および算入額を繰り入れていたことから、それに土佐山田町の合併前に繰り入れていた額をプラスして繰り入れてもらいたい。例えば、一千四百万円繰り入れると、被保険者一人当たり千円の減額となる。

Q 保険料の算定について、資産はあるが所得のない高齢者の方から、国保料の負担が大

変であるとの話を聞く。資産割を低くする考えはないか。

A 資産割だけで保険料の上限枠を超える場合もある。資産割を設定していない自治体もあるが、本市としては、資産があるから財力があるとの考え方で資産割を設定しており、資産割を除くことは考えていない。

Q 資産割を下げた所得割合を上げるという発想ではなく、財政安定

化事業繰入金など、繰り入れるべきものは繰り入れて、トータルで保険料を下げる考えはないか。

A 医療費に対して相対的な負担は、どうしても必要である。

（産業建設常任委員会）

本委員会には、「平成十九年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算第一号」他、七議案の審査が付託された。

Q 十八年度公共下水道特別会計の中の浦戸湾東部流域下水道維持管理負担金が減額になっているが、理由を問う。

その結果の減額である。

Q 十九年度特定環境保全公共下水道特別会計について、起債の組み替え理由を問う。

A 十八年度から起債の借入方法が、許可制から協議制に変更された。過疎債は、これまで九五%の充当率であり、下水道債は一〇〇%であったことから、過疎債に五%上乘せし、下水道債と同率の一〇〇%にして、組み替えた。



高知市高須下水道公社